



発行：横浜市教育委員会事務局

第6回並木地区小規模校再編検討委員会 開催

平成16年12月21日(火)19時から

並木第三小学校「コミュニティハウス」にて



第6回検討委員会の協議内容等 議題

1 再編統合校の設置場所について

*事務局より前回の会議内容を確認後、再編検討委員会あてに送付された意見について席上配付され、主な意見が紹介されました。

第5回検討委員会終了後に再編検討委員会あてに送付された主な意見

現時点では、並木第二小も並木第三小も保護者間の気持ちの整理がついていないと思うので、再編場所の決定には、時間をかけてほしい。

並木第三小、並木第二小の保護者、地域の方々を対象にした説明の場を設定してほしい。

並木第二小に決まった場合、来年度中に耐震工事をして設備も並木第三小で受けていたはずのレベルの状態にしてほしい。

基礎がきちんと耐震設計・工事がなされている並木第三小と、これから着工される並木第二小の最新の補強工事(廊下や外壁)とは、本当に全く問題ないと保障してくださるのでしょうか。等

第5回検討委員会(H16.11.19)で出された質問に対する回答

(1)地震による津波の発生及び被害の想定について

東京湾直下において想定される地震は、プレート境界型(海溝型)地震ではなく、また、震源が深いことから、海底の地殻変動量が小さく、津波発生の可能性はないと考えられます。

護岸の整備については、これまで港湾整備等による高潮対策で、おおむね適切な地盤高、護岸高が確保されています。津波による被害としては、津波発生以前の地震及び漂流物等の衝突に起因して、発生する護岸等の一部損壊に伴う崩壊部分からの海水の越水、浸水により、低地では浸水被害の発生が予想されます。(いずれも横浜市防災計画地震対策編より)

(2)富岡川に係る橋の強度について

並木地区の並木第二小と並木第三小間に架かる3橋(並木橋・潮橋・波除橋)については、並木橋・潮橋は耐荷重20トンであり、波除橋は14トンとなっています。これはおおそ「20トン大型トレーラー及び14トン中型トレーラー」が橋の上にそれぞれ縦列した状態の重量と同等程度の荷重に耐えられる重さであります。また、3橋はいずれも短い橋であるため、阪神淡路地震や中越地震のような地震では落下は考えにくいという回答を「横浜市道路局橋梁課」より受けています。

(3)並木地区の学区内の信号について

確認したところ、並木地区の外周となる道路を除いて、並木第二小と並木第三小の学区内に信号が設置されているところはありませんでした。

(4)並木地区の通学経路内の交通量について

朝8時00分位までは通勤車両あるいは小型トラックが多く見られますが、その後の通行車両は乗用車

が多く、駅までの送りあるいは保育園までの送りが多く通行しています。交通量は少なく、専門的な調査をするほどの交通量にはなっていません。また並木地区は大型車(5トン以上の車両)が規制により通行できない地域になっています。今後検討を進めていく中で詳細な資料が必要であれば、他の地域の幹線道路を調査して報告します。

(5)中越地震で壊れた学校について

新潟県教育委員会のホームページに被害状況(公立学校施設等)が掲載されており、学校施設の大規模被害29件、中規模被害37件、軽微な被害249件(いずれも平成16年11月12日現在)となっています。詳しい被害状況については現在照会中ですが、新潟県教育委員会の所管課職員が中越地震の被災地応援で混乱状況にあるため、別途報告します。

(6)金沢区の広域避難場所について

現在、金沢区内には13箇所の広域避難場所が指定されていますが、その中で並木地区は「任意避難地区」ということで特定されていません。この任意避難地区とは、特に広域避難場所を指定しなくても住民の判断による避難行動で生命の安全が確保されている地域ということになっています。

(金沢区ホームページ「くらしの情報 防災 金沢区の避難場所」)

http://www.city.yokohama.jp/me/kanazawa/12kurashi/3_2.html

(7)耐震補強について(建築局教育施設課)

昭和43年5月の十勝沖地震、昭和56年の宮城県沖地震の大規模地震を契機に、昭和46年(旧耐震基準)及び昭和56年(新耐震基準)の2度にわたり建築基準法の耐震性能に関する部分が改正されました。その新耐震基準に従って、「横浜市公共建築物耐震対策事業計画」を平成11年3月に策定し、現在、2010年の全施設補強完了を目指して工事に着手しています。

学校の耐震補強は、マグニチュード7.9までの地震を想定し、それに耐えられるように補強されます。

文部科学省で設定している耐震診断基準に沿って行い、学校については一般の公共施設の、1.25倍の強度になるように補強されることとなります。

耐震補強は校舎の1階や2階などの圧壊を防ぐ工事となっており、地震の規模によっては壁面にひび等が入る可能性があります。

費用は、おおむね一箇所350万円ほどで、1校あたり平均5,600万円となっておりますが、補強箇所数によってバラツキがあります。

*耐震補強についての質問と回答

学校施設を支える地下の杭(くい)が昭和56年以前に建設された建物は、抜けると聞いているが本当なのか。

杭が抜けることはないと考えます。また図面上では、並木第二小と並木第三小の建設当時の方法は、同じ設計で基礎工事がされており、地盤により杭の長さは違うかとは思いますが、昭和56年を境に杭を打ち込む方法が変わったとは考えにくい。

並木地区は、液状化現象が起りやすい地域であるが、それを考慮した上で耐震補強されるのか。

液状化現象が起りやすいことを考慮した上で、耐震補強を検討することになります。

並木第二小と並木第三小の地盤の構造上の違いを調べてほしい。

回答できる範囲で、皆さんに回答を送付するよう対応したい。

議題 1 設置場所について

質問

並木第三小は、カモメが翼を拡げたデザインになっているが、この学校ができるころは、どのような歴史があって、そのような設計になったのかの経緯を聞いて、その上で設置場所を決めた方が良いでしょう。並木第三小は3階建てということで、圧迫感を解消する意味で、あのような上空から見ると、かもめの形

に作ったという経緯があったと伺っています。

当時は、今のように不審者の侵入やさまざまな事件等がなかったので、デザイン重視で設計されており、さほど気にならないことではあったかと思いますが、廊下を見渡すことができないため、不審者の侵入など、昨今、頻繁に起きている事件等で不安を感じるということが指摘されています。

第三小の創設当初の歴史的な背景について、わかることがどれほどあるか調べますが、いずれにしても、当時の社会的状況と現在とは、だいぶ違ってきます。

交通量の報告の中で、通学区域内には信号がないとのことだが、今後、信号機を設置する予定はないのか。

今後、新校の設置場所が決まって、地域の皆さんから「ここに信号機を設置した方が良い」ということになれば、要望することを検討していきたいと思いますが、通学路の状況、交通量のデータ等を警察に提出して、信号が必要と判断されれば、設置が可能であると考えます。

並木第三小のPTA主催の説明会に出席した。競争するルールの中で考えると、今回の「検討委員会ニュース」には、第三小を使用する(案)も入れるべきではなかったか。

このニュースは、両校を客観的に見て判断しようと、第三小のPTAから施設見学会の実施の提案が出され、その実施結果を踏まえた上で、その後「どちらの学校施設を使用すべきか」について委員から提出された意見の結果により掲載したものです。仮に「並木第三小が新校の設置場所としてふさわしい」という結果になっていれば、(案)も変わっていました。

委員として、ここまでに至る経緯を「疑問や誤解をされている方」にその都度、説明していただければと思います。

並木第三小の関係者の中には、誤解や行き違い・思い違いが多いため、一度説明会のようなことをやっていただけないものか。

検討委員会の審議の事実経過を説明することは、検討委員である校長・PTAの主催で行うことであれば、事務局もサポートすることは可能です。

設置場所については、小委員会で検討して決めてはどうか。

小委員会の解釈についてですが、検討委員会の要綱の中に全体で決定していくことについて、効率が悪い等の理由がある場合に小委員会を設けることとされていますが、設置場所については「基本的な問題」であるため、検討委員会で決定していくことが妥当と考えます。

並木第二小PTAと話し合いを持ちたい。交流会を持ちたい。

設置場所が決定した後で、交流を持つべきだと思う。

両校の交流というのは、他都市の例においても、ある程度方向性が固まったところで交流を行っています。

参考として、緑区霧が丘地区の統合では、やはり再編統合校の設置場所が確定したあとにPTA間の交流が行われています。ちなみに事前保護者説明会は開催していませんが、委員である学校間、PTA会長さんたちが、組織内で説明してきました。検討委員会で決定し、教育委員会に意見書の提出があり、その後、12月に関係する三校の保護者の皆さんに説明会を行っています。

1月に決定するときは、この数字をもとにするのではなく、白紙にして挙手でもって決定していくべきだ。

これまでの検討状況を白紙にすることはできないのではないかと。

施設見学会を行い、それらを踏まえたさまざまな議論は尊重する必要がある。

前回表明した委員の意見にその後、変更があるのか、ないのかを確認していただきたい。

変更された方は特になかった。

意見

学校の校舎内の電気が暗いあるいは明るいといったことについては、ワット数等を載せるべきだ。

「並木第二小とすべき」という(案)だけでは、判断材料としてこのニュースでは、片寄ってしまう。この次の検討委員会で設置場所を決定すべきだと思う。

前回の数字の結果を、どう判断するのか。

No5の検討委員会ニュースに出ている新校の設置場所についての数字は、それぞれの代表者の意見として出されていることなので、いつまでも延ばし延ばしにしないでいただきたい。

この検討委員会ニュースに載っている数字をもとに早く進めていただきたい。

並木第三小のPTA主催の緊急保護者説明会に参加した方たちは、統合自体は反対ではない。

両校がスッキリとした良い形で統合したいと思っている。

小規模校は問題がある。やはり統合するべきだということで、統合を決定した。それでは、次にどちらの施設を使用するかについて、時間をかけて議論されている。判断の材料は出尽くしているのではないかと思う。

客観的判断ということで、両校の施設見学も行い、結果として出された委員の意見を前回の検討委員会で紹介があり、このニュースに掲載されている。

平成18年4月から夢のある新しい学校を作ろうとしているが、このような状況で、予定通りスタートできるのか不安だ。

延び延びにされていく状況が続くことは良いことだとは思わない。

委員長

前回の委員会で次回決定するということでもいいですかと委員全員に「2回確認」を取っているが、反対はなかった。今回それを崩してまで延ばし延ばしにしていくことは好ましくないのだが、再編場所の決定は次回にという要望等が出ていることから、あえて次回に決定しようというスタンスをとっている。

各委員の所属する団体において、疑問等を持っている方々がおられましたら、疑問を解消するための説明会等を関係する委員で行っていただきたい。

与えられた時間の中で、しっかりとした結論を出していくことが我々の使命である。これまで充分時間をかけて真剣に議論してきているので、今回は設置場所を決定していきます。

以上の議論の結果、次回の検討委員会（1月31日）で、設置場所を決定することになりました。

次回検討委員会の日程

日時:平成17年1月31日(月) 19:00～

場所:並木第三小学校「コミュニティハウス」にて



並木地区小規模校再編検討委員会の経過・横浜市の基本方針等はホームページでもご覧いただけます。

・基本方針等:<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/gakku.html>

・並木地区小規模校再編検討委員会:

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/shoukibo/index.html>



並木地区小規模校再編検討委員会は、常に皆さまからのご意見をいただいております。FAXかEメールにて、事務局までご連絡ください。

* 並木地区小規模校再編検討委員会事務局 *

横浜市教育委員会事務局学校計画課 電話 : 045 - 671 - 3253

FAX : 045 - 651 - 1417

Eメール : ky-namiki@city.yokohama.jp

